

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 28日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号	
氏名 住友化学株式会社	
代表取締役社長 岩田 圭一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
(事務連絡先) 大阪工場 環境安全部	
電話番号 06-6466-5081	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友化学株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪府大阪市此花区春日出中三丁目1番98号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：36,248百万円
③従業員数	1,345人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙フローのとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙、管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸
	排 出 量	1019 t	27 t
	（これまでに実施した取組）		
	・ 廃棄物分類表および『３Ｒガイドブック』の作成・周知により、各部門での自主管理・適正排出を継続推進。 ・ リサイクル担当者会議の定期開催による３Ｒの周知・推進。 ・ 液中燃焼炉による社内処分を適宜検討し、外部委託の低減を推進。 ・ リサイクルパトロールによる管理体制強化。 ・ 感染性廃棄物は、可能な限り滅菌処理等で特管産廃排出抑制を推進。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸
	排 出 量	856 t	24 t
	（今後実施する予定の取組）		
	・ 廃棄物の発生量は、製品の生産量に左右されるため、年度計画予算を基準とした係数（当年度／前年度）を用いて記載。 ・ リサイクル担当者会議にて、廃棄物の管理強化を継続。 ・ 液中燃焼炉による社内処分の継続など。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 産廃の種類ごとに分別。 ・ ナノマテリアルも分別保管排出を実施し、マイクロプラスチックの環境影響の予防を推進。 ・ 感染性廃棄物、水銀関連廃棄物についても分別保管。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 引き続き分別保管を実施する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

p H12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	
5 t	2 t	0.4 t	t

②計画

p H12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	
4 t	3 t	0.8 t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績なし	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	199 t	t
	（これまでに実施した取組） ・液中燃焼炉での完全焼却。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	167 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特別管理産業廃棄物を一層精査して、液中燃焼炉による焼却を実施予定。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	予定なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH2.0以下の廃酸
	全 処 理 委 託 量	820 t	27 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	594 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	228 t	26 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
	・電子マニフェストの利用推進。 ・委託処理業者への定期的な現地確認の実施。 ・リサイクル処理や優良認定業者による処理の推進。 ・感染性廃棄物の滅菌処理などで発生抑制を推進。		

(第4面－2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

p H12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	
5 t	2 t	0.4 t	
2 t	2 t	0.4 t	
3 t	0 t	0 t	
0 t	0 t	0 t	
0 t	0 t	0 t	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	p H2.0以下の廃酸
	全 処 理 委 託 量	689 t	24 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	497 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	192 t	23 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・電子マニフェストの利用推進。 ・委託処理業者への現地確認を定期的を実施。 ・リサイクル処理への排出を検討・推進。 ・感染性廃棄物、水銀関連廃棄物等について引き続き鋭意対応、管理を行う。		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】	
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1053	t
(今後実施する予定の取組等) ・処分業者での電子マニフェスト導入等を確認しながら また、優良認定業者の要件なども考慮して業者選定を継続。			
※事務処理欄			

②計画

p H12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	汚泥（有害）	
4 t	3 t	0.8 t	
1 t	3 t	0.8 t	
3 t	0 t	0 t	
0 t	0 t	0 t	
0 t	0 t	0 t	

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

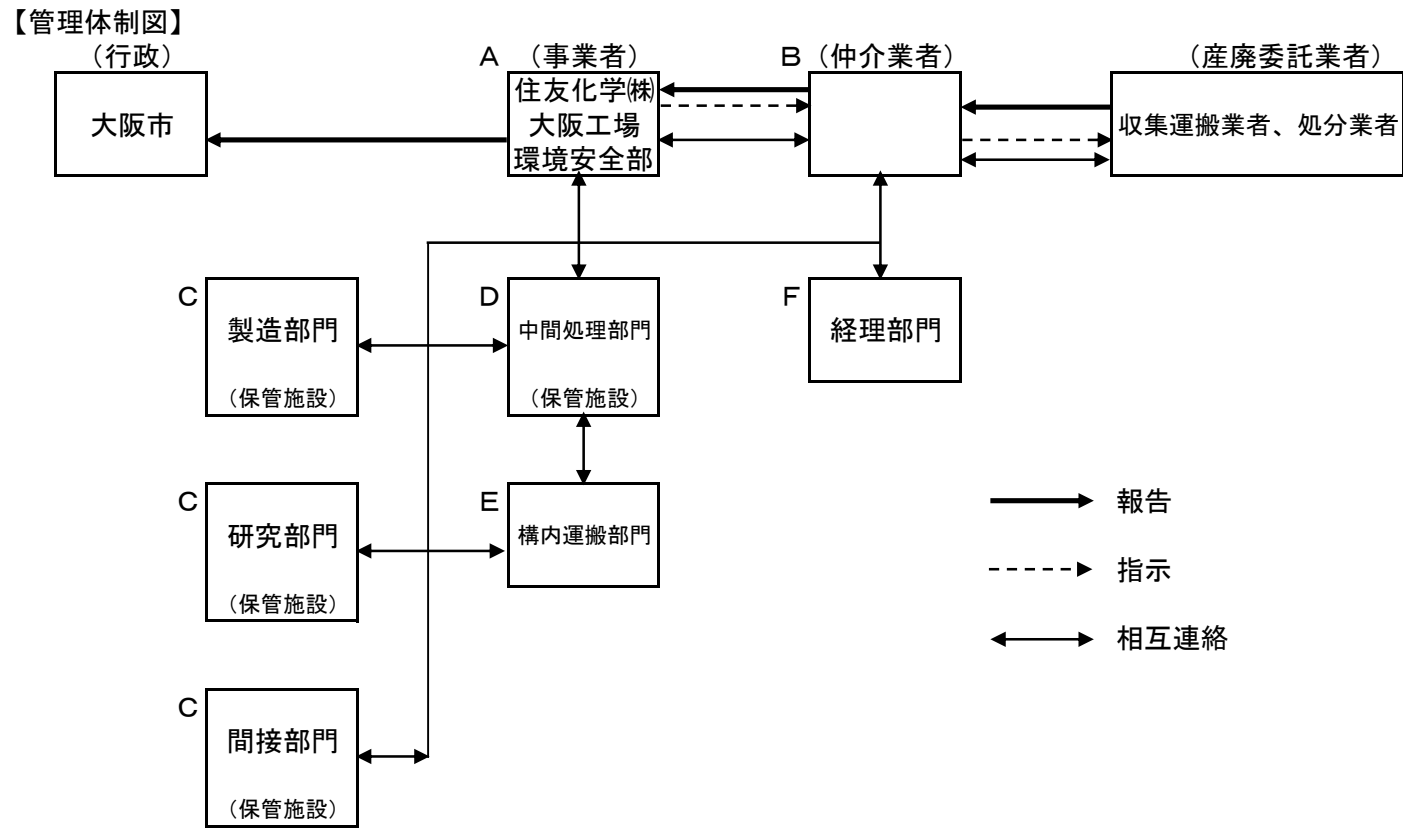
5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

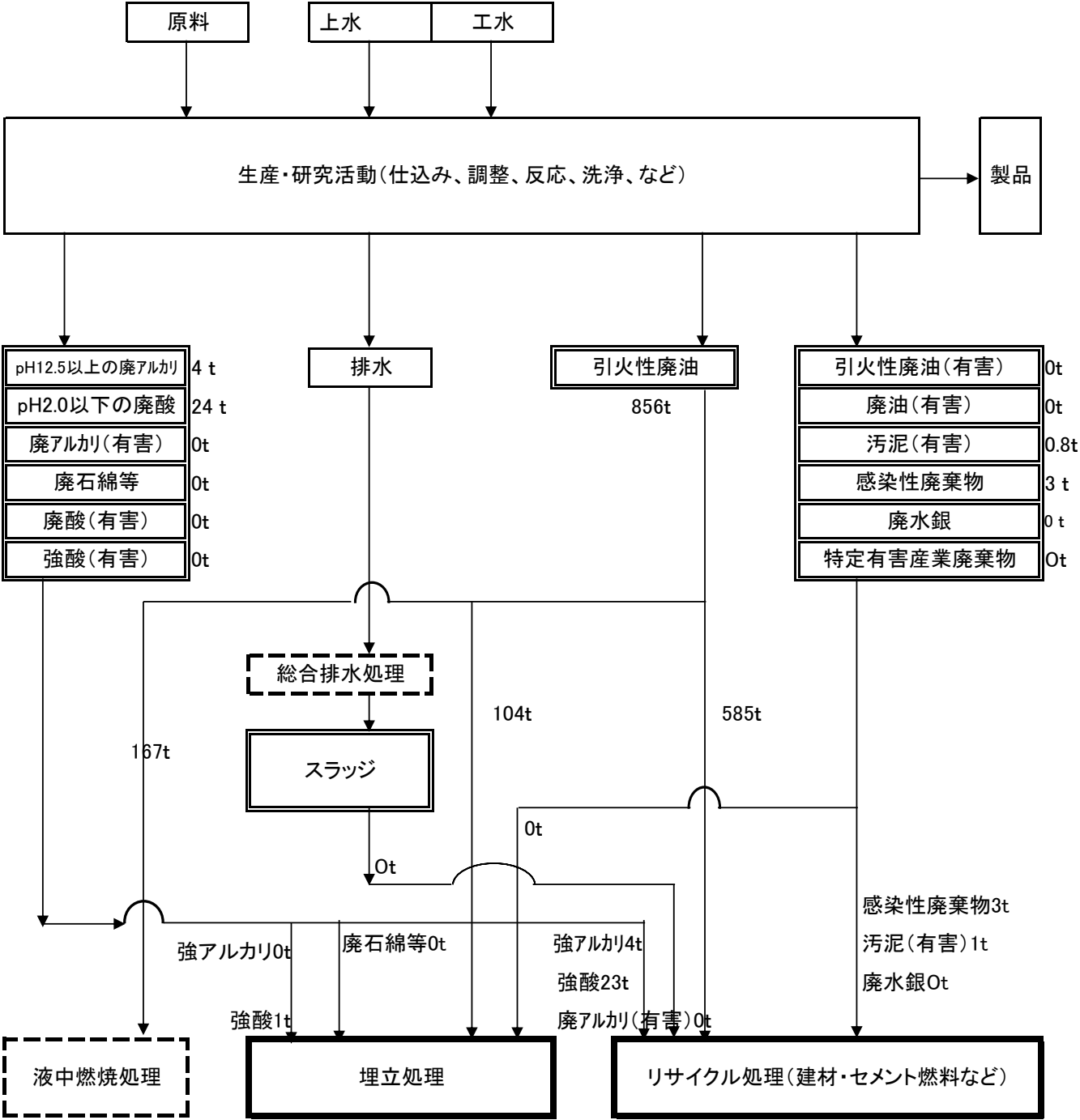
7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。



【各部署の役割】	役割
A：環境安全部	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量および性状等のチェック、集計等 ・処理施設（事業場内・外）の定期的査察 ・行政に対する申請・届出・報告など ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 ・産業廃棄物の適正管理および減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整および指示 ・廃棄物の資源化・減量化および適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定およびその実施 ・産業廃棄物の処理費用管理と仲介業者への費用処理 ・その他必要に応じてB、C、D、E、Fへ連絡 など
B：仲介業者（業務委託）	・産業廃棄物の種類、性状、発生量および排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 ・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・産業廃棄物の適正処理費用の見積と仲介費用処理 ・上記内容をAに報告 ・その他必要に応じてC、D、Eへ連絡 など
C：製造部門 研究部門 間接部門	・製造、研究、開発支援部門で発生する産業廃棄物について管理、必要部署へ連絡、保管 ・委託伝票（マニフェスト）の発行 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物減量化の調査研究 ・上記内容やその他必要に応じてA、B、D、Eへ連絡 など
D：中間処理部門	・中間処理施設の運転維持管理点検 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容やその他必要に応じてA、B、C、Eへ連絡 など
E：構内運搬部門	・自社で中間処理する産業廃棄物の運搬 ・上記内容やその他必要に応じてA、B、C、Dへ連絡 など
F：経理部門	・産業廃棄物処理費の支払い業務 ・上記内容やその他必要に応じてA、B、C、Dへ連絡 など



 : 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物

 : 社内処理施設

 : 外部委託処理

四捨五入調整のため合計数が一部合わない場合があります。